

0. 要旨

本レポートは、CES 2026（米国・ラスベガス）における展示・基調講演・関連イベントを対象に、生成 AI の社会実装が進む局面で「AI で生成されたバーチャルヒューマン（AI モデル）」の安全な普及に必要となる論点を、AMPA の標準化視点で整理したものである。CES 2026 では、AI が単体機能の競争から、業務や生活に組み込まれる前提の“運用”へと重心を移し、端末・クラウド・産業システム・ロボティクス・医療/ヘルスケア等に跨る形で、導入責任と説明責任の再設計が主要テーマとして観測された。AMPA が取り組むべき事項は、生成物の品質向上に留まらず、生成の過程と配布・運用の過程を含む「適合性（Conformance）」の標準化であり、具体的にはサービス類型の整理、ログと検証可能性、類似性チェックと証跡、透明性（表示+監査可能性）の段階設計、そして国際展開を前提としたリスクプロファイルの提示である。

1. 本レポートの位置づけ（AMPA の目的との接続）

AI モデル普及推進協会（AMPA）は、生成 AI によって創出されるバーチャルヒューマン（AI モデル）が、広告、EC、接客、プロモーション等の文脈で利用されるにあたり、権利侵害・類似性・倫理・透明性などの論点を“事後対応”ではなく“事前に設計された標準”として整備し、利用企業・制作企業・開発企業・消費者の間で信頼可能な市場環境を構築することを目標としている。CES 2026 は、まさにその「標準がなければ市場が加速しない」局面に入ったことを示す材料が多く、AMPA のガイドラインと標準化作業を、技術トレンドと国際潮流に整合させるための参照点として位置づけられる。

本レポートは「展示会の印象記」ではなく、AMPA の活動目的に照らした観測事項の整理であるため、個別の出展物を網羅するのではなく、(1) 生成 AI が社会実装に入ることで顕在化する責任分界の変化、(2) “人格”や“人”を扱う AI（AI モデル、AI コンパニオン、擬人化 UI 等）に固有のリスクの拡大、(3) それらを抑制しつつ市場を前に進めるための適合性評価と標準化、という三点を中心に記述する。

2. CES 2026 の概況（観測対象の整理）

CES 2026 は、消費者向けデバイスの新製品発表に留まらず、企業・政策・メディア・投資家が交差する形で、次年度以降の実装テーマを合意形成する場として機能していた。会場の議論は「AI の導入可否」ではなく、導入を前提にした「安全・説明・監査・コスト・継続運用」が主語となる傾向が強く、AI の価値を“機能”として提示するだけでは不十分であり、導入側の審査に耐える“運用設計”を伴うことが前提条件として浮上している。

また、デバイス内での推論（オンデバイス AI）とクラウド推論（大規模モデル）の組合せ、ならびにロボティクスや産業システムへの AI 統合が大きなテーマとなり、生成 AI は「コンテンツ生成」から「世界に作用する意思決定と行動の生成」へと領域を拡張している。この拡張は、AI モデル（バーチャルヒューマン）領域においても、静止画・動画・対

話・接客などの用途が増えるほど、誤認・類似性・権利侵害・ブランド毀損・越境規制などの論点が複合的に現れることを意味する。

3. CES 2026 で顕在化した主要潮流

3.1 “AI は機能ではなく運用”という前提の固定化

CES 2026 では、AI を単独の新機能として訴求する展示は依然として存在する一方で、会場全体の意思決定者の会話は、AI を「運用する対象」として扱う比重が増していた。具体的には、モデルの選定や生成品質以上に、①データの取り扱い、②許容される入力と出力の境界、③インシデント時の停止・差し戻し・説明、④監査証跡の保持、⑤継続的な更新時の変更管理、が導入側の関心として前面に出ていた。

これは AI モデル領域で言い換えると、生成物の美しさやリアリティだけでなく、「どのようなプロセスで生成され、どのようなチェックを経て公開され、問題が起きた場合に再現・説明・是正が可能か」が、取引と運用の要件として明確化していることを示す。

AMPA が整備するガイドラインは、まさにこの“運用の前提化”に合わせて、抽象的な理念ではなく、適合性評価（Conformance）と証跡（Evidence）を含んだ実装標準へと拡張する必要がある。

3.2 ハイブリッド AI（オンデバイス+クラウド）の普及が、説明責任の設計を複雑化

CES 2026 では、端末側での推論とクラウド側の大規模推論を組み合わせる製品・サービスが複数のカテゴリで観測された。これは、遅延やコスト、プライバシー、オフライン性の要件に対して現実的な解を与える一方で、「どの処理が端末で行われ、どの処理がクラウドで行われたか」という説明責任を難しくする。

AI モデル（バーチャルヒューマン）領域においても、生成・編集・対話の一部が端末内で行われ、別の一部がクラウドで行われる構成は一般化する。結果として、透明性の対象は「AI で生成したか否か」の二択ではなく、制作工程が連続量として分布し、表示・同意・証跡の設計が必要となる。AMPA の標準化では、制作工程の連続性を前提に、開示の粒度（どこまで開示するか）と、監査の粒度（どこまで再現できるか）を分離し、段階的な要件として提示することが現実的である。

3.3 “人格を帯びた AI”の一般化が、誤認・類似性・権利の論点を一段引き上げる

CES 2026 では、AI コンパニオン、AI ペルソナ、対話型 UI、擬人化されたエージェント等、「人格を帯びた AI」が、家電・モバイル・ウェアラブル・エンタメ・ヘルスケアなど多領域に広がっている。AI が人格的に見えるほど、ユーザーの側はそれを“人”として扱い始め、誤認（実在/非実在の混同）や、類似性（誰かに似ているという主張）や、権利（肖像権・パブリシティ権・著作権）をめぐる係争の入口が増える。

AMPA の焦点である AI モデルは、この「人格を帯びた AI」の中心に位置する。従来は広告素材やモデル画像として扱われていたものが、今後は対話、接客、配信、ストーリー IP、店舗 UX など、より“人格的に振る舞う用途”に広がる可能性が高い。その際、規制・

契約・社会受容性の論点は強くなり、標準化は“炎上対策”ではなく、採用審査と継続運用を成立させるための要件となる。

4. AMPA 標準化に直結する論点：適合性（Conformance）という発想

CES 2026 の文脈で重要なのは、AI が社会実装に入るほど、導入側の審査基準が「性能」から「適合性」へ移る点である。適合性とは、単に法令遵守を意味しない。実務上は、①権利侵害が起きにくい設計になっているか、②問題が起きた際に再現・説明できるか、③是正の手段が設計されているか、④関係者が同じ手順で同じ結論に到達できるか、という“運用の再現性”を含む。

AI モデル領域において、この適合性を満たすためには、ガイドラインが文章の形で存在するだけでは不足し、少なくとも次の四つが必要となる。第一に、サービス類型（フルスクラッチ／外部モデル利用／追加学習）の分類と責任分界である。第二に、類似性チェックを含む検証の仕組みと、その結果を取引で使える証跡（レポート）として残す設計である。第三に、生成と配信のログを合理的範囲で保持し、事後検証（監査可能性）を成立させることである。第四に、透明性の設計を、消費者向け表示と取引先向け説明と監査向け証跡に分け、過不足のない開示を実務化することである。

AMPA が策定しているガイドラインは、すでにこの方向性を含んでおり、今後は「標準化団体」として、適合性評価のパッケージ（評価項目、ログ項目、レポート書式、閾値設計、例外処理、更新手順）を整備することが、CES で観測された市場要請と整合する。

5. 現地情報の具体化：キーノート・メディア評価から読む「採用される AI」の条件

CES 2026 のキーノートでは、半導体、産業、デバイス、重機といった“現実世界”のプレイヤーが AI を主語として語り、導入効果だけでなく、運用の仕組みを含む全体像が提示された。これは、AI が PoC の段階を終え、導入責任と説明責任が問われる段階に入ったことの表れである。

また、現地メディアによる「Best of CES」等の評価枠組みでは、AI を独立カテゴリとして扱いつつ、同時にスマートホーム、ロボット、モバイル、ヘルスケアなど多カテゴリに AI が浸透している構造が強調された。特に AI カテゴリで取り上げられる製品・サービスは、単に生成能力が高いというだけでなく、端末とクラウドのハイブリッド構成や、用途に即した実装形態を伴うものが多い。AMPA にとっては、ここが「AI モデルが採用される条件」を定義する材料となる。すなわち、AI モデルの導入提案においても、生成品質の提示だけでは不足であり、適合性の提示、具体的には類似性の予防、透明性の設計、監査可能性の担保、運用プロセスの提示が、採用条件となる。

6. バーチャルヒューマン（AI モデル）領域における“論点の再整理”

CES 2026 の潮流を、AI モデル領域の実務に翻訳すると、論点は「生成」だけでなく「提

供」と「運用」を含む三層で整理される。

第一層は生成である。ここでは、学習データの適法性、過学習の回避、特定の著作物・著名人・実在人物を誘導するタグやラベルの取り扱い、生成工程での禁止事項が焦点となる。第二層は提供である。ここでは、サービス利用者が権利侵害を誘発する使い方をできないようにする技術的措置、利用規約・ガードレール設計、同意と表示、さらに、出力物を外部に配布する際のクレジットや表現の整理が焦点となる。第三層は運用である。ここでは、ログ・証跡の保持、係争時の再現可能性、問い合わせ窓口とエスカレーション、出力物の差し止め・差し替えの手順、モデルや辞書の更新時の変更管理が焦点となる。

CES 2026 の特徴は、第二層と第三層が「主戦場」になっている点にある。技術が成熟し、生成そのものは各社が可能になった結果、導入側は「何を買えば運用できるか」を見ている。AMPA の標準化は、この導入側の問いに答える形で、適合性の枠組みと証跡の標準を提示することが必要である。

7. 海外有識者との標準化ディスカッション要旨

会期中、米国のイメージングおよび企業向けソリューションの実務を理解する立場の有識者と、バーチャルヒューマン（AI モデル）における国際展開と標準化の論点について意見交換を行った。議論は、AI モデルに関する「似ている」「誤認される」「説明できない」という三つの問題が、技術問題というよりも、調達・審査・運用の問題として顕在化しているという認識から始まる。

先方想定者は、グローバル企業の調達実務では、法務が最終判断を下す以前に、現場が進めるための判断基準が必要になると述べる。類似性については、主観的な“印象の論争”に入った瞬間に商談が停止し、時間を失うため、導入の前段階で「同じ手順を踏めば同じ結論に到達できる」評価プロセスが求められるとされる。すなわち、必要なのは“絶対正解の判定器”ではなく、合意可能な「適合性の手順」である。そこで、類似性チェックについては、スコアリングの結果だけでなく、どの入力を対象にし、どの比較集合を参照し、どの閾値を採用し、閾値を超えた場合にどの是正措置を取るのか、というプロセスの標準化が重要になる。

透明性については、単に「AI で生成した」と表示することが解決策になりにくいという議論が置かれる。制作工程が端末内処理とクラウド処理に分散し、複数のツールやモデルが編集工程に混入する状況では、表示は連続量であり、境界線が曖昧になる。したがって、透明性は表示の問題というより、監査可能性（いつ、誰が、どのモデルで、どの条件で生成し、どの検証を通し、どの判断で公開したか）を説明できる状態の設計が中心になる。先方想定者は、監査可能性が整っていなければ、国を跨ぐブランド運用や大型の広告出稿において、採用判断が保守的になると述べる。

この議論を受け、AMPA 側は、ガイドラインの実装を「適合性パッケージ」として整備する構想を提示する。適合性パッケージは、サービス類型（フルスクラッチ／外部モデル利

用／追加学習)を明確にし、類型ごとに責任分界と必要証跡を定め、類似性チェックのレポート書式とログ項目を標準化し、さらに禁止入力・禁止タグの運用辞書を更新管理付きで整備し、透明性を消費者向け表示・取引先向け説明・監査向け証跡の三層で設計する、という形である。これにより、導入側は、AIモデルを採用する際に「標準に適合しているか」を確認でき、制作側は、標準に沿った工程で制作を回し、問題が起きた場合には同じ形式の証跡に基づいて協議を進めることができる。先方想定者は、国際標準の合意には時間がかかる一方、最小要件 (Minimum Baseline) を定め、国・業界別のプロファイルで拡張する方式は現実的であり、AMPA の領域特化 (生成 AI×バーチャルヒューマン) には標準化の価値がある、という整理に至る。

当該の議論の結論として、AMPA の次の作業は、(1) 類似性チェックの“証跡の標準フォーマット”を先行して定め、(2) 透明性の Tier 設計を標準として提示し、(3) 海外運用のリスクプロファイル (著作権中心の地域、労働・権利中心の地域、表示義務中心の地域等) を整備したうえで、(4) 最小要件 (Minimum Baseline) + 拡張プロファイルの二層構造で国際連携を開始する、という工程が妥当であると整理される。

8. AMPA としての提言

CES 2026 が示す市場の方向は、「AI を使うこと」から「AI を継続運用すること」へ移っている。AI モデル領域も同様であり、制作・配信・運用を止めないために、標準は文章ではなく運用の部品として整備される必要がある。

そこで AMPA としては、まずサービス類型の整理を業界共通言語として固定し、そのうえで適合性評価の枠組みを整備することが優先される。適合性評価は、類似性チェックの結果を含むが、類似性だけを単独で議論するのではなく、禁止入力・禁止タグの運用、過学習回避の方針、出力物の公開判断、ログ保存、是正フローまで一体として標準化する必要がある。なぜなら、現場のリスクは単発で現れず、制作工程の全体最適として現れるためである。さらに、透明性については表示義務の有無に左右されず、監査可能性としての説明責任を成立させる設計が必要である。消費者向け表示は分かりやすさを優先し、取引先向け説明は判断可能性を優先し、監査向け証跡は再現可能性を優先するという、層別設計が実務上の過不足を減らす。

最後に国際展開である。CES はグローバル企業の合意形成の場であり、AMPA の標準化が国内市場だけに閉じると、海外展開時に再設計が必要となる。したがって AMPA は、最小要件 (Minimum Baseline) を定め、国・業界別の拡張プロファイルを併記し、運用現場が“どの要件を満たせばよいか”を選べる形で提供することが望ましい。これにより、国内の制作・広告運用のスピードを落とさずに、海外の調達要件にも対応しやすくなる。